

平成26年度第3回府中市障害者計画推進協議会

会議録

日 時：平成26年6月27日（金） 午後2時～4時

場 所：府中市役所北庁舎3階第3会議室

出席者：（敬称略）

<委 員>

高倉義憲、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、石見龍也、野村忠良、鈴木卓郎、
真鍋美一、播磨あかね、山口真佐子、諸隈一成、荒畑正子、河井文、中山圭三

<事務局>

福 祉 保 健 部：川田部長、遠藤次長兼地域福祉推進課長

障害者福祉課：松下課長、相馬課長補佐兼生活係長、大島給付係長、
長岡精神保健担当主査、布目、阿部

地域福祉推進課：宮崎課長補佐兼福祉計画担当副主幹、飯泉

生活構造研究所：佐藤、柏木

傍聴者：1人

議 事：1 前回会議録について（資料1）

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について

3 その他

資 料：資料1 平成26年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）素案（55～94ページ）

資料3 施策に関するご意見と対応方法

参考資料 現行計画と次期計画（案）の事業対照表

開 会

事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成26年度第3回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

(資料の確認)

続いて、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。本日は、古寺委員、鈴木政博委員、桑田委員、藤巻委員からご欠席とのご連絡を受けております。

本日の会議の進行につきましては、次第に記載の通り、前回会議録のご承認と計画素案に関するご協議を、主な議事としております。前回会議までのご協議内容に基づき、お示ししている計画素案を作成いたしました。本日、さらに素案内容についてご意見をいただき、計画策定に向けて反映してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは、会長に進行をお願いいたします。

会 長

今日は暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方の活発なご意見をいただいて充実した会議にしたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

次第に従って進めてまいります。会議の公開に当たり、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいますので、入室していただきたいと思ひます。

(傍聴者入室)

1 前回会議録について

会 長

議事の1番、前回会議録についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、本協議会の「平成26年度第2回会議の会議録(案)」をご覧ください。内容は記載のとおりでございますので、ご承認いただきましたら所定の手続きの上、会議録の公開を予定しております。ご確認をお願いいたします。

会 長

何かご意見・ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

(発言なし)

事務局は、所定の手続きで公開をお願いしたいと思います。

2 府中市障害者計画・障害福祉計画(第4期)の素案について

会 長

次に議題の2、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について」でございます。事務局から説明をお願いします。なお、協議のスムーズな進行のため、事務局から区切りながら説明していきますので、ご了承をお願いします。よろしくお願いします。

事務局

はじめに、資料についてご説明いたします。資料2は、次期計画の素案から、本日も協議いただきたい55～94ページを抜粋したものでございます。本素案は計画書と同様の形をとっており、お示ししている部分の他、地域福祉分野や高齢者福祉分野と共通の「府中市福祉計画」や府中市の障害者福祉に関する現状データやアンケートの調査結果が前につき、後ろには「障害福祉計画（第4期）」がつく予定でございます。本素案の作成にあたりましては、前回会議等で委員の皆様にご意見を反映しており、そのご意見と対応方法を資料3としてまとめておりますので、あわせてご確認ください。また、素案の内容につきましては、本日の協議内容を反映するとともに、平行して策定作業を進めている関係計画と、随時整合性を図ってまいります。文言や表現などの変更がある点をご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、資料2の素案の中身について説明してまいります。表紙をめくっていただいて、55～58ページには、市内の現状データや昨年度行ったアンケート調査の結果などを踏まえた「本市の障害者福祉に関する課題」を記載しております。内容につきましては、以前の会議にて皆様にご確認いただいたものですので、細かな説明は省略いたします。

59ページからは第2章「計画の基本的な考え方」として、計画の理念や基本目標、体系を記載しております。こちらにも以前にご確認いただいた内容に基づいておりますが、施策や事業の検討の中で修正が必要となった部分については、文言を修正している部分がございます。

これらの課題や基本的な考え方に基づき、具体的施策について記載している部分が、67ページ以降の第3章「重点施策」と第4章「計画の目標に向けた取組」となります。

第3章「重点施策」につきましては、68～71ページに記載のとおり、「相談支援機能の充実」「就労支援の強化」「地域生活支援の充実」「障害福祉サービスの安定的な供給」の4点を掲げております。第3章「重点施策」内の「重点的に取組むこと」と第4章「計画の目標に向けた取組み」内の施策や事業は相互に関連しておりますので、第4章のご説明の中で触れさせていただきます。

では、第4章「計画の目標に向けた取組」について、順に説明してまいりますので、74ページをご覧ください。構成につきましては、現行計画と同じかたちをとっております。ページ上部に掲げられているものが「目標」、その下の「（1）情報提供体制の充実」という部分が目標を達成するための「方針」、さらにその下の「総合的な情報提供体制の充実」という部分が各方針に基づいた「施策」、そして具体的な「事業」が記載されているというつくりでございます。時間に限りがございますので、新規事業等のポイントに絞ってご説明させていただきます。

なお、本日参考資料として「現行計画と次期計画（案）の事業対照表」をお配りしております。

現行計画の施策や事業に対し、素案でお示ししている次期計画の施策や事業がどのように変わっているのかを見ていただける資料でございますので、ご参照ください。

目標1について、ご説明させていただきます。目標1「情報提供と相談支援機能の充実」につきましては、「情報提供体制の充実」「すべての障害のある人」に向けた相談支援」「権利擁護の推進」という3つの方針のもと、施策と事業を記載しております。76ページに記載の施策「相談機能の充実」は、重点施策「相談支援機能の充実」につながっており、具体的には、委託相談支援事業所における相談機能とサービス等利用計画の作成に関する相談支援の両方についての、関係機関との連携や人材の育成や確保などを事業としてあげております。新規事業としては、「サービス等利用計画を作成する事業所の拡大」を追加しております。

会長

先ほど、皆さま方にお伝えするのを忘れておりました。前回、前々回と、皆さま方から活発なご意見を頂戴いたしました。今日の会議が、皆さま方からの活発なご意見をいただく会議の最後ということになります。そう申しますのも、次回の会議では、地域福祉計画等と素案のすり合わせの関係がありますので、ある程度コンプリートしたいと思っています。そういう意味では、今日がラストチャンス議論の場でございます。よろしくお願いいたします。

今、事務局から、目標1について、新規事業を中心に説明がございました。委員の皆様からご意見やご質問を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

1つ確認をしたいことがあります。「第3章 重点施策」について、この文章はこれで確定ということなのでしょうか。

事務局

今現在の段階では、まだ「案」でございます。修正することは可能ですので、ご意見いただければと思います。

委員

それでは、70ページの「地域生活支援の充実」の(2)「権利擁護事業の推進」についてです。権利擁護の充実をすることが大事なのですが、この文章だと、金銭管理のほうに重点が行ってしまっているので、身上監護の視点が少し入れられないかと思います。後見人の役割として、財産・金銭管理は重要なのですが、それと同じくらいに身上監護の視点も必要なので、そのあたりも入れられたらいいと思いました。

また、次ページの「障害福祉サービスの安定的な供給」の(1)目的・必要性についてです。3段落目に、「事業者のネットワークの構築」が出てくるのですが、ここでの連携というのは誰のための連携なのかが、この文章では少し分かりづらいような気がします。

一般的に言われている、例えば、自立支援協議会で協議するときの事業者の連携というのは、固有名詞がある人の支援を確実に・十分にするために、関係する事業者が集まって連携して、きちんとした支援をしていくというニュアンスで、私は使っています。それとは別に、赤字の事業所

も少なくとも、事業者の経営体質を十分にするために連携するというものも、後の施策のところに出てきます。この「目的・必要性」は、どちらを目指しているのかが少し分かりづらい気がしました。

会 長

重要なお指摘ですので、事務局と検討させていただきたいと思います。

せっかくお指摘がございましたので、戻りまして、第3章の重点施策で気になるところがございましたら、ぜひご意見をいただきたいと思います。

事務局

市としては、各事業所の底上げと言いますか、人員不足など、各事業所によって抱える問題は異なるのですが、それを解決していき、市内事業所はみんなレベルが統一されているというくらいの底上げをしたいと考えております。簡潔に分かりやすい表現に考えます。

会 長

それでは、第3章はよろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、第4章に戻ります。

委 員

76ページの「相談機能の充実」の3つ目の「相談支援専門員の育成・確保」の内容の文章が、主語が不明確な文章になっているので、直したほうが良いと思いました。例えばですが、「障害のある人がサービスを選択・決定・利用する際に、利用者の立場に立った適切な支援が行えるよう」という表現が良いと思います。今のままでは誰のための文章なのか分かりにくくなっています。

会 長

具体的なご提案をいただきました。ありがとうございます。目標1について、他にありますか。

委 員

前回の会議のときに、副会長から、自立支援協議会の相談支援部会で、例えば、文化センターを相談の拠点にするような、アクセスしやすい相談拠点を増やす取り組みをしてはどうかという話をしているというお話がありました。私が今ここにいる責任は、自立支援協議会で協議した内容を、計画に反映させるために座っています。私の準備不足で申し訳なかったのですが、相談支援部会の内容を理解しておらず、前回の会議で初めて聞いた状況でした。

そういうことが部会で話し合われているということであれば、それを反映させるべく、目標に相談拠点を増やしていくということを入れなくていいのだろうかと思いました。そのあたりは、副会長からもう一回補足で、どの程度協議が進んでいるのかも含めて、必要であることを部会の皆さんが認識しているのであれば、そのような視点を計画の中に盛り込んでいただくことが必要かと思いました。

会 長

副会長、補足をお願いいたします。

副会長

自立支援協議会の相談支援部会で話されているのは、「やはり、場所は増やしたい。ただ、ここに載っているかたちの委託相談支援事業所を、本当は福祉圏域ごとに設置できたらいいのだけど、そうすると財政的な部分など、なかなか難しい部分もあるだろう。だけど、気軽に、障害だけではなくて、生活のいろいろな相談も含めて相談しやすい環境は必要である。」ということです。

そのようなことで、前回、前々回くらいの部会的时候に、新しく作るのではなくて、既存の文化センターなどを使うかたち、今あるものに人を配置して、相談日を設けるのはどうかという話になっています。しかし、まだ議論をしている最中で、報告は自立支援協議会の全体会に出ていく内容だと考えています。

会長

事務局から、今のご提案につきまして、何かお考えがありましたらお願いします。

事務局

76ページの「地域自立支援協議会の活用」に「相談支援機能の向上のため」と書いてありますが、ここで拾うような意味合いが少しあります。国からは、84ページの「地域生活支援拠点の整備」ということで、障害のある方が住み慣れた地域で暮らすために、拠点を整備していく必要があるということが言われています。

「文化センター」とは言えないのですが、将来、身近な地域で相談できる、それは障害だけではなく、子育てや高齢、生活の面の制度なども含めて、そういった意味での整備は必要であろうと認識しています。このことについては、地域福祉計画にも掲載させていただいています。

委員

今のお話はすごく大事なことです。もしそれがなかったとしたら、76ページの文言を読みますと、相談に行った人が事業所で適切なサービスが見つからなかった、あるいはなかった場合に、相談がそこで終わってしまう印象を受けてしまいます。福祉サービスをうまく利用できない人ということで、難病や後から来た人は置いておいて、病気がない人にどういう相談支援をしてもらえるのかということが非常に心配になるわけです。

例えば、生活の悩みとして、人間関係などは普通の人もそうです。自分自身の性格・劣等感、気分が落ち込んで治らないなど、そのようなことに関して相談をしたくても、これを読んでみますと、何かサービスを提供してもらう、あるいは計画を作ってもらうために相談に行かれたとして、普通の人としての悩みも絡んできますが、きちんと相談に乗っていただけるのか不安になります。

しかし、今の事務局のお話を伺いますと、「そういうことか」と思いました。一般の制度について、障害のある方が使いやすくするのが一番いい方法だと思います。障害の方に特化した相談はできるだけ少なくして、一般の方の相談に盛り込んでいただきたいです。それをどこかに入れ

ていただくと、心強い、安心できると思えました。

事務局

相談機能の充実というところで、ほかの計画との整合性も含めながら、検討させていただければと思います。

委員

76ページの「相談機能の充実」のところでは、「サービス等利用計画を作成する事業所の拡大」が、新規で計画に入りました。これは、総合支援法の事業で言えば、指定特定相談支援事業というものの拡大に当たるわけです。これが入ったからには、もう一つの給付事業である指定一般相談支援事業の拡大も入れていただきたいと、改めて思いました。

地域移行支援と地域定着支援という一括の事業をやる項目の事業でありますので、相談機能の充実ということであれば、国の考えている指定特定として、一般は同じくらい重要性を持っていると思います。特に指定一般相談支援の対象となる地域移行支援を利用する方たちは、今現在地域生活ができていない、病院に入院している、施設にいる、あるいは矯正施設にいるような方たちです。そういう方も含めて、すべての障害のある人についての相談支援であるということであれば、地域移行支援、地域定着支援の充実や拡大ということを、項目の中に入れていただきたいと思えます。

会長

委員のご指摘を最大に取り込んだようなかたちで、項立てを検討するということにさせていただきたいと思えます。そのほか、目標1につきまして、いかがでしょうか。

(発言なし)

それでは、目標2に移らせていただきたいと思えます。事務局、よろしく願います。

事務局

それでは目標2に移ります。目標2「障害のある人の社会参加の推進」につきましても、「地域活動、社会活動への参加促進」「学習機会の拡大」「就労への支援」という3つの方針がございます。78ページの施策「外出時の支援の充実」は新規施策でございますが、内容としましては83ページに記載の施策「移動・移送サービスの充実」と重複する部分がございます。また、79ページの施策「学校教育の充実」には「通学時支援の検討」を新規事業として追加しており、通学時に介助が必要な児童・生徒に対する支援を担当課とともに検討してまいりたいと考えております。80～81ページに記載の就労支援については、重点施策「就労支援の強化」につながっており、具体的な内容としまして、増加する「精神障害に対応する就労支援相談体制の強化」を追加で記載しております。

会長

目標2についても少し時間を取りますので、目標1と同じように、ご意見・ご質問がございましたら願います。

委員

79ページの「(2)学習機会の拡大」「生涯学習の場と機会の充実」というところです。事業名が、「パソコン講習会」と「障がい者成人教室「あすなる学級」」の2点ですが、障害者の生涯学習はこの2つしかないのかと疑問に思いました。

例えば、生涯学習センターには様々な講座があります。そういったところで、障害者の受け入れに対して事業者に配慮を促すということができるのではないのでしょうか。お金をかけなくても、様々な生涯学習の場に参加できる機会を増やすことは可能だと思います。社会を広げるような視点を入れていただけるといいと思います。

委員

就労が、障害者にとって非常に大きな目標となっています。しかし、仕事以外に生きがいや生きていく意味を考えると、この生涯学習の場というのは非常に重要です。一般市民と同じなのです。自分の生活を豊かに、自分の人間性を高め、自分の教養を高めるということでは、一般の方と何も変わらないのです。生涯学習センターで、カルチャー教室など様々ありますが、そういうところに障害のある方も参加できるようにしていただきたいと思います。

スポーツにおいてもそうです。軽スポーツ大会や、年に1回の障害者へのプール開放、指導員の派遣では、自分自身の生涯学習とスポーツも含めて地域の日常生活の中で楽しもうと思うときに、計画としては極めて貧弱すぎるのではないかと思います。できるところからはじめて、将来的には一般市民と同じような受け入れをしていただければと思います。

それから、お金がないことが、障害のある方の立場ではありますので、それをどうするかということもあります。それも加えて、できれば参加できるように配慮していただければ、障害のある方も人生を豊かにできるのではないかと考えます。

事務局

差別解消法が2年後に施行となります。広く捉えますと、これも差別解消法の枠組みの一つであるという認識をしています。計画の中には、「(2)学習機会の拡大」の「生涯学習の場と機会の充実」という内容から出ないようなかたちで、検討させていただきたいと思います。

会長

事務局から検討させていただくというご意見が出ましたので、よろしいでしょうか。そのほか、お願いします。

委員

81ページの「(3)就労への支援」の「作業所などの就労機能の強化」では、事業名がいくつか挙がっています。これはこれでいいのですが、例えば、他市などを見ますと、実際には就労移行支援、就労継続支援A・Bではない事業類型で就労支援をやっている事業所もあります。

具体的に言うと、82ページの「日中活動の場の充実」に「自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)」があります。生活訓練を給付事業としてやりながら、それを活用して就労支援をやるという事業所が実際にあります。就労継続支援や就労移行支援の事業所とは違う形態で就労支援をやっているところもあります。

書き方は検討が必要ですが、今ある事業でしか就労支援をやらないと思われてもよくないので、何かしらそれ以外の事業も活用しながら就労支援をするようなことを書ければと思います。もう少し幅広く様々な事業の活用の仕方があるということを書ければいいかと思いました。

事務局

市内の事業所の中でも、生活介護をやりながら行っているところもあります。

ここには書いていませんが、ほかのサービスと組み合わせながら、障害者の就労について支援できるような文言については検討させていただければと思います。

会長

私が前に勤めていた国立の障害者リハビリテーションセンターでは、視覚障害者に対する生活訓練では、間もなくやり終える頃から就労支援をしていました。枠組みの中には入りにくいのですが、様々な機会をつかまえて、いろいろな訓練体系の中で就労支援を事実上やっているのが実態です。

この表現については、事務局と私で少し検討させていただけますでしょうか。確かに、この枠組みだけではない就労支援のあり方というのは現実にあります。うまく表現がはまるかどうかも含めて、少し見当させていたきたいと思います。

委員

生活訓練との関係では、厳しいというか、難しい部分があるかと思いますが、生活介護をしている従来の作業所と言われていた所で、生活介護限定の所はないと思います。

82ページの「日中活動の場の充実」では「就労移行支援」が再掲というかたちで載っています。「作業所などの就労機能の強化」というような文言でしたら、就労支援だけを指しているわけではないと思うので、生活介護を入れてもよいのではないのでしょうか。利用する人からしたら、生活介護と作業を両方やっていることも実際にあるわけですので、こちらに入れてもいいのではないかと思います。

会長

今のご指摘は、あまり法の枠組みに縛られないで、もう少し柔軟に就労支援を考えたらどうかというご指摘だと理解してよろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

確かにご指摘のように、82ページの「日中活動の場の充実」の中には「就労移行支援」が出てきています。先ほどの委員からのご指摘もありましたので、文言も含めて検討させていただきたいと思います。

委員

自立支援法ができる前からやっている事業所としては、授産などを目的として色々やってきました。そして、自立支援法ができて、就労に移行したいのですが、就労は2年そこにいたら外に

出なければいけないという枠があり、それは厳しいということで生活介護を選んだ事業所もあります。非常に複雑です。しかし、やっている内容自体はそれほど変わっていないというが、事業というものは急に変えられるものではないのです。

例えば、様々なものを作っていることを急に違う内容にすることは無理だと思います。生活介護を表に出していながら、就労も入れなさいということで、就労継続支援A型・B型を入れていますが、このような複雑さは移行した段階で実際にあります。

会 長

文言も含めて、事務局と検討させていただきたいと思います。

委 員

今の話とは全然関係ないのですけれども。目標3(4)「障害のある児童への支援」の「学校教育の充実」には、「特別支援教育の充実」と書かれています。これに当てはまるといえば当てはまると思うのですが、現実的に普通学級に障害を持った人が通っていて、家族の人が1日中、授業の間ずっと学校に待機していなければいけないという例がいくつかあるらしいのです。

この計画の基本的な考えのようなところにも、家族の支援に頼らないということが入っていると思います。これも財政的な問題で難しいという回答が返ってくると思うのですが、そういう人に対する支援員の配置を検討するというのを、具体的に入れてもらうといいのかと思います。

「配置する」と書いてしまうと難しいのかもしれませんが、そこは「考えていく」というような文言で入れてほしいと思います。

国では、普通学級にいる障害児に対して、支援員を配置するというお金自体はあるらしいです。それを自治体の判断でどう使うかになっているだけなので、少し考えてもらえればと思います。

事務局

学校の中ということになると、主として教育委員会が考えていかなければならないところです。教育委員会の中でも、支援員の配置については考えていかなければいけないと感じているようです。文言的にどう入れることができるのか分からないのですが、通常学級においても特別支援の教育を充実させるように、文言を検討させていただきます。また、教育委員会と相談しながら、考えさせていただきます。

委 員

82ページの「(1)在宅サービスの充実」「日中活動の場の充実」の「自立訓練」について、「障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します」とありますが、どういう場所になるのですか。

会 長

「機会の提供」が、具体的にどういうことかということですね。

委 員

そうです。

会 長

事務局からお願いします。

事務局

機能訓練については、医療機関だと通常は3か月で退院させられてしまいますので、その後のリハビリ的なところを心障センターで行っています。宿泊型では、精神になると思いますが、西府いこいプラザで、日常生活の基本的な動作というよりも、生活リズムの訓練をやっていただいています。

あとは、それぞれの作業所でも、日常生活の中で「こういうときは、こういうふうにしなれば」ということを普通にやっていると思います。そういう機会、訓練の場を提供するということになると思います。

副会長

ここに書かれている「生活介護」「自立訓練」というのは、事業名です。自立訓練という事業をやっている施設があるかないかと言えば、府中市内には今はないと思います。あくまでも「この施設でこの事業をやっています」という事業名が書かれているので、今の委員の質問に対しては、府中市には実施している場所はないという答えになると思います。ただ、別の事業として、地域活動支援センター事業B型で、心障センターさんが機能訓練をやっているというお答えはできます。

委員

西府いこいプラザでもやっていないのですか。

副会長

やっていないです。訓練事業をやっている施設は、府中市にはないです。西府いこいプラザさんは、何をしていますか。

委員

通所では就労継続Aと就労継続Bです。3階は共同生活援助です。

委員

そうなる、ここで「提供します」と書いていいのでしょうか。

会長

「検討します」ですね。

委員

「提供します」だと、今あるということになります。これは、「制度としてあるが、府中市内には現状なく、他市にある事業所と契約することは可能です。」ということですよ。

会長

そうですね。大変厳しいご指摘をありがとうございました。またすり合わせしてまいります。

委員

それは後退ではないでしょうか。

会長

本当に後退です。先ほど、副会長が言われたように、ここには「このようなものがあります」と、事業名を書かざるを得なかったのです。そうしていくと、現実には府中にはないのだけれども、「こういう事業は、こういうものを目的としています」という書き方にせざるを得なかったのです。誤解というご意見が出るのもやむを得ないことなので、検討させていただきます。

委員

82ページ「(1)在宅サービスの充実」のところは、あくまでも障害者総合支援法に基づく事業名をずっと羅列してあるわけですが、総合支援法に基づかない、満たないような事業をやっているところに対する支援も必要だと思います。どこかに出てきますか。

事務局

障害者福祉課では独自事業も多くやっています。例えば、今は精神障害の方は対象にはなっていませんが、移動支援の福祉タクシー事業などがそうです。このような事業は、計画の中のいろいろなところに散らばっています。

委員

移動支援も大切ですが、「日中活動の場の充実」について、日中の居場所がないという障害者の方の声を、私は多く耳にするので、充実は考えていますか。

会長

地域生活支援事業の中に、日中一時支援があり、府中市では取り組んでいます。それを明確に書いたほうがよいかもかもしれません。84ページの「介護者への支援」にあります。介護者の支援と同時に、障害者自身に対する支援でもあります。に入れても問題ないので、そのあたりも少し検討させていただきます。

事務局から、ここで目標3についてご説明してください。

事務局

目標3「安心の地域生活のための仕組みづくりの推進」につきましては、7つの方針を立てております。方針「(1)在宅サービスの充実」には、82ページ記載の施策「ホームヘルプサービスの充実」に「在宅の重度障害のある人に向けた支援の充実」を新規事業として追加し、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の実施について記載しております。

84ページ、方針「(2)安心して住める環境づくり」の施策「地域生活支援拠点の整備」は、重点施策「地域生活支援の充実」につながっており、国から示された基本指針を受け、新規に追加した施策でございます。現在国からは、地域移行及び地域定着の推進に向け、居住支援機能と地域生活支援機能を一体的にもつ「地域生活支援拠点」を整備するよう指針が示されているところですが、今後の国や都の動きによって事業内容の表現が変わってくる可能性がございますので、ご承知おきください。

関連して、85ページに施策「地域生活への移行」を追加しております。現行計画では「施設入所枠の支援」を1施策として設けておりましたが、地域移行推進の流れを受け本施策は削除し、かわりに「地域生活への移行」を追加しているものです。なお、現行計画記載の事業「施設

入所支援」は施策「地域での住まいの確保」に入れ込んでおります。

86ページの施策「健康づくりへの支援」につきましては、現行計画記載の事業を大枠にまとめ、「訪問支援」と「健康に関する知識の普及と相談」の2事業としております。

続いて、87～88ページの方針「(4)障害のある児童への支援」には、3つの新規事業がございます。まず、施策「療育体制の充実」と施策「放課後対策」にそれぞれ「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を追加しております。現行計画では「児童デイサービス」と記載していたものを、現行のサービス内容に合わせたものです。また、施策「療育体制の充実」に「児童発達支援センターの設置」を追加しております。

88～89ページの方針「(6)災害時の支援体制の構築と避難所の検討」につきましては、現行計画で「災害時要援護者」という表現を用いておりますが、災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者」という表現が用いられるようになりましたので、分かりやすいよう併記しております。また、事業として「福祉避難所の確保とあり方の検討」を追加しております。

同じく89ページの方針「(7)防犯対策」は、方針・施策・事業ともに新規で追加しているものでございます。

会長

目標2から目標3に入り込んでしまい、事務局の説明が前後してしまいました。

改めまして、目標3に入っていきたいと思っております。既にご指摘のあった点、事務局からお答えした点、「検討します」というものを除きまして、それ以外のところでご質問・ご要望などございましたらお願いしたいと思っております。

委員

85ページです。「(2)安心して住める環境づくり」の「民間賃貸住宅への入居支援」について、何回も申し上げて申し訳ないのですが、「民間賃貸住宅あつ旋事業」の保証人について精神障害の人は対象になっていません。「心身障害者住宅費の助成」も精神障害の人は対象になっていません。

計画に載せていただいているということは、今後何年かしたら、障害間格差と言いましょうか、精神障害のある人、これから障害者の仲間入りをする人たちも入れていただけるのでしょうか。

事務局

障害者の住宅費助成については、事務事業点検の説明を受けまして見直しを行っているところです。その中で、市の独自施策として見直しをしています。従前より言われている精神障害の方への対応について、身体・知的とは異なっているということは十分認識しており、できることから拡大していければと考えています。しかし、予算の関係もありますので、何かしらの方策を考えながらやっていけたらと考えております。

民間住宅のあつ旋については、こちらから担当課に訴えていくことになるかと思っております。

会長

そのほか、目標3につきまして、ご意見・ご要望がございましたらお願いしたいと思っております。

委員

89ページの「(7)防犯対策」で、新規事業として「緊急情報の配信」が書かれています。既に府中市はメール配信サービスを実施しているのですが、それとは違うものを新規事業として立ち上げるのでしょうか。

事務局

現在実施している事業を指しております。新たなものではありません。

委員

分かりました。

委員

短期入所のごことが2カ所に書かれています。83ページの「日中活動の場の充実」のところと、84ページの「介護者への支援」のところでは、西府いこいプラザで短期入所をやっていきます。もちろんここに書いてある「自宅で介護する人が病気の場合などの、短期間、夜間を含め、施設で介護等を提供します」は正しいです。しかし、うちの利用者の方を見ていると、それだけではなく、どちらかという親元からの自立を目指す方が短期入所を活用されて、親御さんに介助を受けている生活から、一歩外に出るようなかたちで利用している方もたくさんいらっしゃる実情があります。

例えば、「(2)安心して住める環境づくり」にも、短期入所を入れていただくことも、実際の活用のされ方を見るとありなのかと思ったりもします。利用の仕方と実際の整合性を合わせると、若干難しいことになってしまうかもしれませんが、短期入所を(2)に再掲していただくこともご検討ください。ただし、再掲する場合は、少し内容を変更しなければいけないかもしれません。

会長

法律上の問題もあり、実態上の問題もありというところで悩ましいことは、委員もご承知なのですが、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

実態として自立に向けて使われているということですので、文言を考えていければと思います。(2)に再掲するよりは、「日中活動の場の充実」と「介護者への支援」、それぞれの短期入所の文言を変えられればと考えています。

委員

間違っていたら申し訳ないのですが、短期入所の枠の中に、体験入所というものが報酬として発生する制度はなかったのでしょうか。短期入所で何床があるうちの、例えば1床を体験入所として活用するというものがあったような記憶があります。そうすると、「(2)安心して住める環境づくり」というところで、将来自立に向けた体験入所の制度で、事業として載せることは可能なかと思えます。

委員

体験入所ということで、私の知っている範囲の話です。考えられるのは、一つは短期入所の事業ではなくて、共同生活援助（グループホーム）の本利用の給付を受ける前に、体験的にグループホームを利用するということに対する給付の制度です。

もう一つあるとすれば、地域移行支援を既に利用している方で、今は施設を利用されている、あるいは病院に入院されている方が、在宅を目指すために病院からグループホームや短期入所で泊まることを、地域移行支援の給付の中で体験宿泊加算というものが保障されているものがあります。実際に、これでグループホームの空き部屋を利用する、あるいは短期入所の部屋でたまたま空いている所を、地域移行支援の体験宿泊加算を使って、定時的に泊まってみることをやっている方はいらっしゃると思います。

会 長

ありがとうございます。実態のご説明が委員からありましたし、事務局からもお話がありました。このままにしておいて、実態運用でやってもらうかというような話になってしまうかもしれませんが、それはお任せいただけますでしょうか。

委 員

お願いします。

委 員

全般的な部分なのですが、特に84ページの「（2）安心して住める環境づくり」について、公助の色合いが強いような気がしてならないのですが、地域で誰もが安心して暮らせるためということであれば、もう少し地域生活で、周りの近隣住民との交流など、そのような方向付けがあってもいいのではないのでしょうか。一つ一つの施策を見ると、非常に公助が強く、どちらかというと互助がすごく必要になってくる、特に目標3あたりがその最たるものかと思っていました。そのあたりのイメージが盛り込まれていないところが少し残念です。私は途中からなので、今までもそのようなご議論があったのかもしれませんが、今一度、そのあたりは原点に立ち返って考え直していただけると、ありがたいと思っています。

会 長

ハード面の話ばかり多くて、ソフトのところは欠けているというご指摘だと思います。これはどのように取り扱うかは事務局と相談させていただいて、ご意見が反映できるような方向で考えさせていただきたいと思います。

委 員

今のご意見の関連で言うと、88ページの「（6）災害時の支援体制の構築と避難所の検討」「避難行動要支援者（災害時要援護者）支援」には、「地域での支援ネットワークを構築し」という文言があります。これは、災害があったときのためにということです。その後書いてある、避難所での障害がある人への対応も含めて、結局、災害があってからそういう人たちに対する理解を深めたり、ネットワークを作ることは難しいので、地域のネットワークを構築したり、知的障害や発達障害に対する理解というものも、その前の段階から進めていかなければいけない

ということがあります。

会 長

今のご指摘は先ほどのご意見との絡みもあり、要するに、普段からそういうネットワークが形成されていれば、安心して生活ができるし、非常時にも対応できると整理したらどうかというご指摘だと思います。

副会長

今のお話は、おそらく目標5にも絡んでくる話なのかと思います。目標5は「協働・連携」であり、どちらかという地域、啓発のようなイメージの部分があるので、そこで今ご意見があった「安心して地域で暮らす」という部分がリンクすればいいのかと思います。その載せ方は、また少し考えなければいけないと思います。

会 長

確かに縦割りというか、項目が相互に関連するので、これを文章に起こすのは事務局も大変だと思います。副会長からご指摘があったように、目標5とも絡んでくることなので、文章で書くと、「再掲」のようなものがたくさん出てくるかもしれませんが、ご指摘のあった点は少し検討して、分かりやすいような表現に調整させていただきたいと思います。そのほかに目標3ではいかがでしょうか。

委 員

あまりにも抽象的な話で申し訳ないと思うのですが、84ページの「(2)安心して住める環境づくり」には「地域生活支援拠点の整備」とあります。

障害のある人の場合、相談は、相談支援事業所か府中市役所です。高齢者の新規の支援と比べた場合、高齢者の場合には、介護保険の事業所にケアマネジャーがいて、一人一人をトータルに見てくれます。地域包括支援センターもあります。しかし、障害の場合はなかなかそうならなくて、紹介された事業所に行くと、そこの職員さんと仲良くなって支援していただけるけれども、土曜・日曜・休日・夜については、その支援は得られず、何か切れ切れの事業所ごとの支援であるような気がします。地域生活を丸ごと本人に寄り添って、本人と親しくなり、ずっとケアをしていくということには、障害の場合はなりにくいという面があると思います。このあたりについて、将来的にはどのように考えていらっしゃるのか、事務局の考えをお伺いしたいです。

会 長

これは府中市福祉計画の中で、地域生活支援拠点的なものをどう考えるかということも絡んできます。お考えをお聞きできればと思います。

事務局

今の委員のご質問は、主に地域福祉計画で取り上げる話題と関連する部分だと、事務局では考えております。やはり、高齢者に比べますと、障害者の方は相談拠点が少ないということは認識しています。多種多様な障害に分かれていますので、すべての地域に細かく相談拠点をそろえるのは、本協議会でもなかなか難しいだろうというご指摘はいただいているところです。地域福祉計

画では、それを補うようなものとして、いわゆる地域福祉コーディネーターというようなものを設置しようということで、計画に載せる方向で動いています。

コーディネーターというと、障害に限らず、高齢者、児童、その他生活困窮者等を含めた上で、とりあえず相談を受けて、その課題をまず整理しながら、障害であれば、地域生活支援拠点のような専門的なところにつないでいく、つないで終わりということではなく、ある程度継続的にコーディネーターが関わるようにしていくということを地域福祉計画の中で考えています。

副会長

地域福祉コーディネーターというのは、社会福祉協議会がやろうとしているまちづくり推進委員の地区社協の地域福祉コーディネーターとイコールですか。それとはまた別ですか。

事務局

社会福祉協議会で考えているコミュニティーソーシャルワーカーと基本的には同じ方にやっていただくようなことを想定しております。社会福祉協議会が構想しているものに、少し上乗せをしていくようなイメージになっています。

会長

その方は、社会福祉協議会のコミュニティーワーカーと二枚看板のようなかたちになるのでしょうか、上乗せのようなかたちになるのでしょうか。

事務局

細かく詰められている部分ではないのですが、基本的には、機能としては重複する部分がありますので、同じ方に兼ねていただくのが合理的だろうと考えております。

今後の具体的な設置につきましては、可能であれば市の日常生活圏域の中に配置していきたいと考えております。今は、市の特定の地域で1カ所というかたちで考えているところです。

会長

ハードではなくてソフト、要するに人で対応するという、よろず相談員のようなかたちですね。ありがとうございます。

委員

地域生活支援拠点としての整備のことに対する質問です。国が、今度の第4期の障害福祉計画を立てる中で、「地域生活支援拠点」というものを出しているのは、地域移行や、入所施設の方を地域生活に移行するため、それを推進するための拠点というような意味合いで、この文言が出てきているのではないかと、私は思っていたところがあります。

ここではあまりそのニュアンスはなく、今のご説明ですと、もちろんそれもすごく大事なことです。コミュニティーソーシャルワーク的なところがあるのかと思います。そのあたりの整理について、もう一度考えていただけますでしょうか。

事務局

病院や施設に入所している方を対象にしているというよりは、地域で生活している障害者の方に対し、何か困ったことなどがあったときの24時間体制での相談や、緊急時の受け入れ対応、

地域の体制づくりなどなどについて、集約を行う拠点という考え方をしています。

国の指針では、平成29年度末までに各市町村に、少なくとも1拠点整備するようになっています。どこか泊まれるような宿泊施設があり、24時間体制で勤務している方がいて、そこに障害のある方から「今、こういうことで困っている」というときに対応できる。場合によっては宿泊施設に来て、「今日はここで落ち着こう」ということになるとか、その方のご自宅に行き何かしら支援をするということが出来る場所を考えているのではないかと思います。

府中市でどのように整備していくかについては、どこか場所をつくらなければいけないのか、既存の施設で対応ができるのか、今後、国や都の動きを見ながら検討していくこととなります。

会長

目標3については、だいたい出尽くしたかと思えます。よろしければ、目標4に移りたいと思います。事務局、お願いします。

事務局

90ページから92ページにかけて、目標4でございます。目標4「支え合う仕組みづくりの促進」では、「地域の協働による支え合い体制」「地域の福祉人材の確保」「障害者福祉団体の活動支援、協働」「障害福祉サービス事業所への支援」の4つの方針のもと、施策・事業を記載しております。新規で追加する事業としましては、重点施策「障害福祉サービスの安定的な供給」につながる事業といたしまして、92ページに記載の「事業者主体の連絡会の設置支援」がございます。

会長

どなたかご質問・ご要望等ありましたら、お願いしたいと思います。

委員

92ページ「(4)障害福祉サービス事業所への支援」に、新規で「事業者主体の連絡会の設置支援」と書いてありますが、具体的にどういうものをイメージしているのでしょうか。

事務局

通所事業所というよりは、ヘルパー事業所などが中心になってくると思います。介護保険分野の事業所連絡会に近いイメージです。ヘルパー事業所等々、利用計画を立てる段階で、いろいろな事業所が当然絡んでくるわけです。そこで、府中市としての考えをお伝えしたり、国から示されてきた新しい方針等々について情報共有をするということなどが、主かと思っています。

また、既に通所事業所については、作業所等連絡会がございます。大きな動きがあったときには、そこで疑義等生じながら協議をしていくということが考えられます。

委員

今のことに関連です。現状でも、居宅介護の事業所も、有志の集まりは定期的にやっていらっしゃると思います。あれは連絡会という名前ではなく、勉強会という名前だったかもしれませんが、おそらく市の方も、出られるときもあると思います。

新規の設置の支援のときに、やはり民間の方たちが、最初は有志で集まっていた思惑がありま

すし、ここの計画に書かれているように、もちろん市は市で今おっしゃったようなことは必要だと思います。しかし、どのように整合性が出るのかというところは考えます。実際に、これからどうやってそれが進んでいくのか、今のご発言を聞くだけでは、少し分からなかったところがあります。

事業ごとに、どうしても似たようなことをやっている人たちが連絡会をつくりやすいと思うのです。同時に、今、説明にあったように、もっと大きな包括的な観点で考えると、通所の人は通所だけで集まっているのではなく、相談支援の人と一緒に集まれるようなことができればよいと思います。種別ごとに分かれてやっているものを統合するような働きを、市で主導していただけるといいのかと思いました。

会 長

この連絡会の持ち方については、事務局で検討をお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言なし)

それでは、目標5、最後になりますが、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、目標5、最後でございます。93ページ、94ページに記載がございます。目標5「協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進」では、「市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発」と「バリアフリーの推進」の2点を方針として掲げ、新規施策として「福祉のまちづくり条例の取組みの推進」を追加しております。

また、前回会議時点では、現行計画にならい、「すべての障害のある人」への支援」として難病のある方や高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援を記載しておりましたが、難病が障害と同様に扱われることとなり、障害福祉サービスの受給対象も拡大してきたという現状を鑑み、この項目を削除しております。この変更に伴い、76ページの事業「委託相談支援事業所における相談機能の充実」や78ページの事業「その他の福祉啓発」に一部内容を追加しております。

会 長

それほどボリュームがありませんので、早速ご質問・ご要望等に入っていきたいと思います。委員の方々のご発言をお願いしたいと思います。

委 員

93ページ、「障害のある人への理解・啓発事業の充実」についてです。多分皆さんいろいろ意見があると思うのですが、私は「障害のある人への理解」なのだろうか、少し疑問に思うところがあります。「障害への理解」ではないかと思ったりします。

障害を持っていて生活している方は、もちろん障害があつて暮らしている方、その人なりの生活の仕方を理解するということではこの書き方でもいいのかもしれませんが、その一方で、その方は、障害を持っていらっしゃっても、全人格的に障害者であるわけではないと思いますし、たま

たまその側面を持って暮らしている方でもあると思います。

市民の方への啓発という意味で、「障害のある人に対する理解」と書くのと、その人の持っている障害、あるいは病気というものに対する意識を高めるというのと、どちらがいいのか。どちらかというところと「障害に対する理解や認識を上げる」ほうがいいのかと、私自身は思っていますが、皆さんのご意見を聞いてみたいと思うところです。いかがでしょうか。

会 長

ありがとうございました。ご提案がございましたが、委員の皆さま方はいかがでしょうか。ごもっともの部分もあります。

委 員

現行の計画でも、やはり障害のある人等への支援という、「障害のある人」という記載です。その「障害のある人」という表現について、「障害が個性です」という言い方をされる方がいらっしゃいます。私自身はそうは思っていないで、障害は障害、病気であるのと一緒です。個性というのは、その人の人格に帰来するものなので、イコールではないと思っています。

今、委員がおっしゃったような、「障害のある人の理解」ではなくて、その人が持っている「障害に対する理解」を深めるというのがいいと私も思いました。

会 長

そのほかの皆さんはいかがでしょう。これは、多分全体の府中市福祉計画とも絡んで、調整を要することかもしれません。これは、私どもと事務局と併せて検討させていただきたいと思えます。この文言が動かないかもしれませんが、それをご了解の上、再度調整をさせていただきたいと思えます。

委 員

まとめられたのに申し訳ありません。私は両方必要だと思っています。先ほど委員がおっしゃったように、障害は一部分であるということを使うのであれば、論理的に言うと、なおさら「障害のある人の理解」になるのです。障害だけの理解だと、マイナスの部分はどのようなものかという理解しかないということになります。「理解と認識」と書いてあるのですが、書くとしたら、「障害の認識と、障害のある人に対する理解」と、両方必要だと思えます。

「理解」という言葉は、どちらかというところとマイナスのことを認識しようという意味合いの言葉なので、「理解」という言葉がいいか悪いかということはあるのだと思えます。両方必要だと思えます。

会 長

判断は悩ましいところですが、新たなご意見もいただきましたので、このことも併せて調整させていただきたいと思えます。

そのほか、目標5につきまして、何かご指摘・ご提案等ありましたら、お願いしたいと思えます。

委 員

「(1)市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発」という観点では、教育との連携は欠かせないのかと思います。小学校・中学校・高校で、今、議論になっているような「障害とはどういうものか」というのは、障害のある方がどういったことに困っているか、そういったことに関して小さいうちから教育していくということが重要なのかと思います。この計画上盛り込むのは難しいかと思いますが、そのようなことを感じました。

委員

精神疾患に関する理解を、やはり学校で教えていったほうが、精神疾患および精神障害に関する市民の理解がより広がっていくのではないかと思います。小さい頃から、症状がいろいろあるということを教えておいたほうが、そうなったときに家族も困らないし、すぐに対応ができます。現在は何も知識がないものですから、精神疾患と気付かずに、重症化してから緊急要請的になったりしてしまいます。

これは、学校だけではありませんが、日頃から精神疾患・精神障害について、啓発していく必要があり、特に小学校高学年あたりからできるのではないかと、家族会ではいつもそのように主張しておりますが、なかなか受け入れてもらえません。

会長

79ページの「学校教育の充実」の中に「障害の理解」という項目がございます。これは、特別支援学級にいらっしゃる障害児の方々について、理解を深めようという趣旨ではあります。重要なことなので、事務局と検討させていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

委員

94ページの「(2)バリアフリーの推進」「移動のバリアフリー化の推進」の「移動ルートの整備促進」の内容についてです。「市民が日常利用する歩道・散歩道・買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保します」とありますが、この文字通りだと、ほぼ市内全域の道路・歩道・通路がバリアフリー化することになってしまうので、どこを目指しているのか分かりづらいです。

事務局

バリアフリーの関係は福祉のまちづくり推進計画という、もう少し詳しい計画を地域福祉分野で作っております。こちらにも移動ルートということで、皆さまが日常生活で動く道路等ということで進めさせていただいています。

実態としまして、現在は交通バリアフリー重点地区として、府中駅周辺を重点的に行っております。そのほかにも、例えば是政など、改修が必要な所から、改修の際に段差をなくすなど、そういうことを順次進めております。

このような書き方ですと、どこを実際にやるのか分かりづらいというご指摘は確かにあったと思います。市内で改修が必要な部分は順次始めている、やっているという状況がございますので、もう少し表現を選ばせていただきたいと思います。

会 長

そのほか、いかがでしょうか。

(発言なし)

だいぶ時間も迫ってまいりました。今日議題にさせていただきました素案ですが、この後もまたご意見がある方、言い忘れたことがある方もいらっしゃると思います。事務局にご意見をお寄せいただければ、可能な限りこの案に盛り込めるものは盛り込むということの調整ができましたので、1週間くらいをめぐりご連絡をいただきたいと思っています。これで議題2を閉じさせていただきますと考えておりますが、よろしいでしょうか。

副会長

意見でも何でもないので、ずっと気になっていた点を言わせてもらいます。見た目の問題で、例えば、一番後ろのページを見ていただくと、 の事業名の2点目に「バリアフリー情報の提供」という部分がありますが、「供」の部分だけ下に落ちています。私なら「提供」を下の段に変えるという、そういうものがたくさんあります。

会 長

気が付いたときに言っていただいて、ありがたいと思います。

3 その他

会 長

それでは、「3 その他」につきまして、事務局から連絡事項等ありましたらお願いしたいと思います。

事務局

本日も多くのご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。次回会議の日程につきましては、正副会長に確認のうえ、勝手ながら日程を調整させていただきました。7月18日(金)午後2時から開催をさせていただきたいと存じます。

内容としましては、本日いただいたご意見を反映した素案(修正版)の確認や障害福祉計画(第4期)の素案に関する協議等を予定しております。そこで確認していただいた素案を、パブリックコメントに出すこととなります。委員の皆様には別途開催通知を送付いたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。次回会議に欠席される委員の皆様にも資料を送付させていただきますので、そちらをご確認の上、ご意見等ございましたら事務局にご提出いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

また、先ほど会長からのお話もございましたが、本日の追加のご意見がございましたら、来週7月4日(金)までに事務局までご提出いただけたら、次回の素案の修正版に反映させていただきますので、重ねてよろしくお願いいたします。

会 長

次回までに半月くらいしかございませんので、事務局、委員の皆さまにはご迷惑をおかけしませうけれども、よろしくご参加いただきたいと思ひます。

委員

計画には直接関係ないのですが、現在、府中市の障害者の雇用に関して、身体のみが対象になっているという話が出たと思ひます。そのことについて、資料3の4ページのところで、「『一般就労への支援』の事業として記載します」と書いてあり、「規定の変更は担当課と検討していくこととします」となっていますが、実際、知的と精神はのぞくというか、すべての障害を対象としていないこと自体は、少し問題があると思ひます。この「検討」というものは、すべての障害を対象にするという方向で検討しているということでしょうか。そうしてほしいと思ひています。

事務局

担当課と話をしまして、差別解消法が施行されるに当たり、身体障害者だけということでは、やはり理解は得られないということは伝えてあります。今後検討させてほしいということだす。適性試験を行い、その中で合格レベルに達した方であれば、精神障害の方であろうが、知的障害の方であろうが採用していくべきであり、当然、3障害統一で、また、高次脳機能障害、発達障害なども含めてほしいと前向きに訴えています。

会長

そのほか、皆さま方から、言い忘れたこと等がございましたらお願いします。

委員

当事者団体・家族会を支援して下さると書いてありますが、財政難ということは重々分かっています、どの程度、お考えになっているのでしょうか。

事務局

今後の団体補助金については、一律での交付ということを考えております。何か特別な事業等を実施している所には、何かしら違う支援ができないかということ、内部では検討している状況だす。確約ができないのは申し訳ないのですが、そういった状況だす。

委員

ありがとうございました。

会長

そのほか、いかがでしょうか。

(発言なし)

特になければ、これをもって今日の会議は終わりとさせていただきますと思ひます。どうも皆さま、ご協力ありがとうございました。また、次回よろしくお願いします。

以上